

光市水道局公告第3号

光市上下水道料金システム更新業務の委託について、公募型プロポーザルに係る手続を開始するため、下記のとおり公告する。

令和7年9月16日

光市水道事業管理者

水道局長 宮 崎 英 博

記

1 業務名

光市上下水道料金システム更新業務

2 業務の目的

光市上下水道料金システム更新業務は、本市の上下水道料金システムを新システムに更新することにより、事務の適正化及び効率化を図るとともに、上下水道料金システムを活用し市民サービスの向上を図ることを目的とする。

3 契約期間

(1) 契約締結日から令和9年2月28日(日)まで

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てに該当するもの

とする。

- (1) 令和 7 年度光市水道局物品調達等競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 7 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団、暴力団員(同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員と関係を有している者でないこと。
- (4) 公告の日から審査選定の日までの間のいずれの日においても、光市水道局から競争入札に係る指名停止措置を受けている者でないこと。
- (5) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定(確定したものに限り。)を受けた者は、この限りでない。
- (6) 過去 5 年間(令和 2 年度から令和 6 年度まで)において、地方公共団体が経営する水道事業体において料金システムの構築を履行し、現在も稼働中で運用、保守業務を継続して契約している実績があること。
- (7) 情報セキュリティマネジメントシステム(I SMS)認証又はプライバシーマークを取得していること。
- (8) 光市水道局で行うプレゼンテーション及び構築段階の打合せ等に参加できること。

5 実施要領等関係書類の入手方法

実施要領等は、光市水道局ホームページ

<https://www.hikarisuidou-yamaguchi.jp> から入手すること。

6 参加申込書等の提出方法

(1) 提出期間

令和7年9月16日（火）から令和7年10月1日（水）までの日（光市の休日に関する条例（平成16年光市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日（以下、休日という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時まで。

(2) 提出方法

持参し、又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、送付記録が残る方法で提出期間内に必着とすること。

(3) 提出先

〒743-0063 山口県光市島田一丁目17番1号
光市水道局業務課料金係兼量水器係

7 企画提案書の提出方法

(1) 提出期間

参加資格確認結果の通知を受けた日から令和7年10月29日（水）までの日（休日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで。

(2) 提出方法

持参し、又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、送付記録が残る方法で提出期間内に必着とすること。

(3) 提出先

〒743-0063 山口県光市島田一丁目17番1号

光市水道局業務課料金係兼量水器係

8 評価及び選定

(1) 選定審査

光市上下水道料金システム更新業務公募型プロポーザル委託業者選定委員会により行う。

(2) 選定審査方法

提出された企画提案書の内容、当該企画提案書に基づくプレゼンテーション、デモンストレーション及びヒアリングにより、本業務の受託に最も適した者等を特定する。

9 その他

(1) 本手続きに関する照会窓口は、光市水道局業務課料金係兼量水器係とする。

電話 0833-71-0705

電子メールアドレス ryoukin@waterworks.city.hikari.lg.jp

(2) その他詳細は、実施要領等による。